

## 令和5年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託 仕様書

### (適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和5年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。  
本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

### (業務目的)

- 2 本市では、平成26年から「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、建築物における国産木材の利用促進に取り組んでいる。  
平成31年度から、森林整備、林業に関する人材育成、木材利用・普及啓発に活用すべく森林環境譲与税の譲与が開始され、本市の森林や林業従事者は限りなくゼロに近いことから、木材の消費地として積極的に国産木材を利用することが求められている。また、木材利用の促進を図るためには、市民に木に触れ、その良さを知る機会を増やすことが重要だと考えられる。  
こうしたことから、一般市民が利用する公共施設の一部において、内装や家具等の木質化リノベーションを実施することにより、リノベーションを通じて施設が抱える課題の解決や利便性の向上と併せ、市民が木に触れる機会創出を図る。

### (業務内容)

- 3 本業務は次の内容を基本とし、本業務に関するプロポーザルにおいて乙が提出した応募書類の記載内容は、原則としてすべて実施するものとする。
  - ア 武蔵溝ノ口駅における南北自由通路の木質化リノベーションの実施
    - 広く市民への木の効果の普及等を図るため、JR武蔵溝ノ口駅南北自由通路の柱や窓、壁面を中心に、主に国産木材を使用して木質化リノベーションを行います。
    - 次の点に留意して業務提案書を作成して下さい。
      - 《木質化の考え方について》
        - ・脱炭素先行地域のエントランスとしてふさわしい環境に配慮された空間の創出を目指し、地球温暖化防止に寄与する木材を利用して、変化を感じ、気づきを得られる空間を実現できる提案を行うこと。
        - ・多くの市民・乗降者が利用する場であることを踏まえ、木材の温かみを入れたベンチの設置やみどりの設えなど、憩い、利用したくなるようなおもてなしの空間となるような提案を行うこと。
        - ・多様な文化の発信や、コミュニティを育むイベントの開催など、空間をシーンに合わせて使うことが可能となるよう、余白のある空間を残した提案を行うこと。
        - ・JR武蔵溝ノ口駅改札正面を中心に木質化すること（別紙参照）。
        - ・壁面や柱型に木材を利用するなど、施工箇所と施工箇所外との空間の調和（バランス）を図ること等、空間デザイン的な視点に立って、提案を行うこと。

- ・窓面は採光を確保しつつ、必要に応じて木質化の提案を行うこと。その際、窓ガラス清掃に支障がない提案とすること。
- ・天井及び天井から吊っている円形サインについては、安全面を考慮して荷重の負荷のない塗装のみ提案可とする。
- ・床は提案範囲外とする。
- ・南北自由通路を木質化するとともに、既存躯体、設備の点検に支障が無い提案とすること。
- ・ベンチ等を設置する場合には、管理者が移動可能なものとし、特定の利用者が長期間占有しないよう工夫した仕様とすること。植栽を設置する場合には、水やりは数日おきと想定し、それで足りるもので構成した提案とすること。
- ・木質化箇所について、維持管理の頻度は他の素材同等とし、特殊な管理は必要ない仕様とすること。また、維持管理の手法（例：清掃・落書き対応・補修）などについて提案の中で説明すること。
- ・手摺や点字ブロックの既存機能を確保するような提案とすること。
- ・概ね20年は大規模な修繕を必要としない提案を行うこと。

#### 《提案書における注意事項について》

- ・提案書は、施工後の雰囲気や、調和が図られていることがわかるよう、現在の施工箇所の写真やイメージに、改修後のイメージを合成させたものを提出すること（施工箇所と施工箇所外との調和がわかるような内容を含むこと）。

#### 《現状の躯体への配慮について》

- ・既存躯体の維持管理を継続的に行うため、自由通路定期点検要領に沿った点検に支障が出ないように木質化を行うこと。
- ・柱・天井・壁・窓部分については、現時点の仕上げについて近接目視ができるように十分な間隔を保つか、容易に着脱可能な仕様とすること。
- ・散水栓 BOX や消火器置き場、排煙窓の開閉等現在使用している設備の使用に支障のない提案を行うこと。

#### 《施工条件について》

- ・常時通行可能とすること。施工中も常に通行に支障のない幅員を確保することとし、既存の手摺や点字ブロックが使用できない期間がある場合には切り回しを行うなどバリアフリーに配慮すること。現地での作業は通勤・通学時間帯を避けて夜間を基本とし、通行人の安全確保に必要な場合は誘導員を設置すること。詳細は監督員と調整すること。
- ・使用している国産木材の産地、立米数、炭素固定量等を明記したプレートを作成し、通路内に設置すること（サイズや設置場所は監督員と調整すること）。
- ・原則、既設構造物を傷つけないように施工すること。やむを得ず施工時に振動を伴う工事をする場合は、事前に安全対策や施工方法について協議を行い、監督員と施工箇所や日時をよく調整すること。
- ・木質化リノベーションの計画にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、受託者が実施し、各種法令を遵守すること。
- ・別紙に明示する既存の看板等の撤去及び廃棄は提案金額の中を含め、受託者が実施すること。

○事業内容等については、選定後、庁内関係部署等へのヒアリング等及び監督員との

協議を行い、決定します。

イ 報告書作成

○本事業の実施内容及び維持管理方法を報告書としてとりまとめること。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、監督員は受託者に修正等適切な対応を求めることができる。

**(実施計画書)**

4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、委託業務代理人・技術者届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先、交通管理、安全管理、廃材等の処理方法など）を14日以内に提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

**(現場代理人及び主任技術者)**

5 乙は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

**(工期)**

6 本業務の工期は、令和6年3月15日までとする。

**(各種法令等に関する手続き)**

7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

**(貸与資料)**

8 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

**(報告の義務)**

9 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

**(損害及び危害)**

10 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

**(疑義)**

11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

### **(秘密の保持)**

12 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

### **(成果品の帰属)**

13 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。

### **(成果品)**

14 成果品は、以下を格納した報告書（電子データ）とする。提出はオンライン申請で行うこと。

- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・木質化リノベーションに係る図面
- ・メンテナンス方法
- ・木質化リノベーションに係る金額の内訳書（設計費、材料費、工賃、経費など）
- ・法令等に基づく申請手続きに関する書類
- ・その他参考資料